

諏訪市告示第 85 号

諏訪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 19 年諏訪市条例第 21 号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続き等について、諏訪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 19 年諏訪市規則第 23 号）第 3 条の規定により、これを告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

諏訪市長 金子 ゆかり

1 手続等の名称

地球温暖化対策補助金のうち宅配ボックスの購入費及び設置経費に対する補助金交付事務

2 手続等の根拠となる条例等の名称及び条項

諏訪市補助金等交付規則（昭和 44 年諏訪市規則第 20 号）第 6 条及び第 15 条並びに地球温暖化対策補助金補助金等取扱基準提出書類欄の 4

3 手続等の内容

(1) 交付対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- ① 市税を滞納していない者
- ② 次のいずれかの者（事業者、住宅の販売又は賃貸を目的として宅配ボックスを設置する者を除く。）
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 単身赴任者
- ③ 自ら又は単身赴任者（単身赴任その他の理由により、一時的に市内に住所を有しない者であって、生計を一にする市内に住所を有する家族があるものをいう。）の家族が居住する住居（新築を除く。）に新たに宅配ボックスを設置しようとする者
- ④ 補助金の交付の申請をする年度内に宅配ボックスの設置を完了できる者
- ⑤ 国（補助事業者を含む。）又は長野県（補助事業者を含む。）の宅配ボックスの設置に係る補助金を受けていない者

(2) 対象となる宅配ボックスは、次のいずれにも該当するものとする。

- ① 盗難防止のため、容易に移動できないようワイヤー、アンカー等により設置されているもの
- ② 宅配物を受け取ることを目的に製造されたもの
- ③ 3 辺の合計が 80cm 以上の宅配物を保管できる大きさであること
- ④ 宅配物を受け取る正当な権利を有する受取人が受領できるよう、鍵、ダイヤル鍵等のセキュリティ機能を有しているもの

⑤ 転売品及び自作したもの以外で未使用のもの

(3) 交付する補助金の金額は、宅配ボックスの購入費及び設置経費の50%に当たる額とし、1万円を上限とする。

4 手続等に適用する情報通信技術利用条例の規定

第3条